

●香川県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年2月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 国道（一般）

2 路 線 名 318号

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市白鳥字田中901番 5地先から 東かがわ市白鳥字田中784番 1地先まで	15.4～27.2	210	令和元年7月9日付け香川県告示第54号の一部

4 供用開始の期日 令和7年2月7日